

お客さま各位

室蘭信用金庫

預金関連規定の改定のお知らせ

平素より格別のご愛顧を賜り、心よりお礼申し上げます。

当金庫では、長期間ご利用の無い口座が犯罪で不正利用されることの防止およびサービス維持向上の観点から、全ての普通貯金口座（総合口座を含む）を適用対象として、「未利用口座管理手数料（以下、本手数料）」を導入しております。今般、本手数料にかかる未利用口座となる口座に対するお取扱いについて改正を行いますので、下記のとおりお知らせいたします。

今後とも、一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

普通預金規定・決済用普通預金規定・総合口座取引規定

2. 改定日

2026年5月29日（金）

3. 改定内容（※下線部 変更箇所）

改定後	改定前
<p>15.（未利用口座管理手数料） （1）2022年6月1日以降、最後の預け入れまたは払い戻しから2年以上、一度もお取引（決算利息の組み入れおよび未利用口座管理手数料引落しを除く）をされていない普通預金口座は、未利用口座となります。ただし、同一お取引店で他のお取引がある場合（定期性預金、融資取引、投信信託、国債等）、または、口座名義人が18歳未満の場合は未利用口座対象外となります。</p> <p><u>尚、「本手数料の対象外となる「融資取引」とは、当金庫からのお借入残高（貸越利用分を含む）がある取引をいい、以下の状態にある口座は、本手数料における「融資取引」には含まれないものとし、徴求対象となります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・カードローン契約がある場合でも、お借入残高が0円であるもの</u> <u>・貸越利用がなく、かつ担保となる定期預金の残高が0円であるもの</u> <p>（以下省略）</p>	<p>15.（未利用口座管理手数料） （1）2022年6月1日以降、最後の預け入れまたは払い戻しから2年以上、一度もお取引（決算利息の組み入れおよび未利用口座管理手数料引落しを除く）をされていない普通預金口座は、未利用口座となります。ただし、同一お取引店で他のお取引がある場合（定期性預金、融資取引、投信信託、国債等）、または、口座名義人が18歳未満の場合は未利用口座対象外となります。</p> <p>（追加）</p> <p>（以下省略）</p>

以上